

岩国市家屋台帳電子化業務仕様書

1 名称

岩国市家屋台帳電子化業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 業務の目的

本業務は、岩国市総合政策部課税課（家屋償却資産班）が保有している家屋台帳他紙文書を電子化することにより、業務の効率化、窓口サービスの向上を図ることを目的とする。

4 用語定義

本業務仕様書で使用する用語を次に定義する。

（1）用語の定義

用語	説 明
ファイルボックス 	主として紙素材で作成され複数の原稿等を保管することを目的にした箱。製造元によって多少の差があっても、ファイルボックスと呼称する。（左記イメージ参照） サイズ 縦100mm 横310mm 高さ260mm
評価物件表示票（例） 	所在地番と住居表示を評価物件ごとに記載したもの。

（2）単位の定義

用 語	説 明
枚	裏表を問わず、物理的な紙の数を計量する単位
頁	1枚の物理的な紙に対して、裏・表を考慮した計量単位。例えば、1枚の物理的な紙の裏・表を対象とする場合、頁数は2頁となる。
PDFファイル	電子化された1電子ファイルの単位

5 業務内容

本業務の文書電子化作業についてはオフサイト（市庁舎外）で実施することとし、市及び受託者の役割分担及び内容について以下のとおり定義する。

項 目	内 容	市	受託者
文書の発送準備	対象文書を箱に収納、梱包し発送できる状態にする（発送用の箱及び配送伝票等は受託者で準備）。	○	—

文書及び家屋台帳データの発送	文書及びデータを受託者の作業場所に配送、データについてはメールで発送する（盗難や紛失等を防止するセキュリティ対策を講じること）。	－	○
文書の到着確認	文書が梱包された箱数と出荷した箱数の記録を突合し、不一致が無いことを確認する。	－	○
文書の電子化作業	後述の仕様に基づき電子データ化を実施する。	－	○
文書の返却準備	文書を箱に収納、梱包し返却できる状態にする。	－	○
文書の返却	文書を指定された場所に配送する。	－	○
文書の返却確認	対象文書が梱包された箱数と配送記録を突合し、不一致が無いことを確認する。	○	－
データ納品	P D F 化したデータをHDD又はS S Dに正副1式として納品する（記録媒体は受託者で準備）。	－	○
データ検収	納品されたデータを市で検収する。	○	－

6 電子化仕様

（１）前提条件

- ア 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令等国の公文書の管理に関する法令、通知に準じた取扱いとすること。
- イ 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、市の承認を得て、業務の一部を再委託し、又は請け負わせることができる。
- ウ 受託者は、令和４年２月１０日付け内閣府大臣官房公文書管理課長通知「スキャナ等を利用して紙媒体の行政文書を電子媒体に変換する場合の扱いについて」にて示された留意点等に従い、ページの脱漏や見読性を損ねないよう作業を実施すること。
- エ 受託者は、市から受託者の作業場所への文書の発送後に、市において電子化対象文書の閲覧が必要となった場合には、市が指定する期限までに、当該文書を市が指定する方法により提供すること。なお、市からの閲覧依頼は、最小限に留めるものとする。
- オ 受託者は、本業務の実施において、第三者との間で紛争が発生した場合、市の指示に基づき、受託者の責任において紛争解決に努めるものとする。
- キ 作成年度が古く、劣化した紙が一定数（５％程度）存在するため、紙の破損防止として、自動紙送りのローラーの機構を有する機器を利用しない等の対策がなされているものとする。

（２）セキュリティの確保

- ア 電子化作業を実施する場所は、日本国内とすること。
- イ 電子化作業環境への入退室は、生体認証、ＩＤカード等による認証を行い、作業が記録できるようにすること。
- ウ 作業者の作業が記録される位置にセキュリティカメラを配置し、作業が記録できるようにすること。

（３）秘密の保持

- ア 受託者は、本業務で知り得た情報を本件業務以外の目的で使用してはならない。また第三者に提供してはならない。
- イ 受託者は、本業務で知り得た情報の漏洩、滅失、き損等（以下「漏洩等」という。）の防

止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 本業務で漏洩等の事故が発生した場合、受託者はただちに当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるとともに、市に報告しなければならない。

エ 受託者は、本業務の実施において、受託者の責めに帰すべき事由により、漏洩等の事故が発生し、第三者への損害賠償が必要となった場合、これに対する費用の負担を行うものとする。

オ 本業務の実施において、受託者の責めに帰すべき事由により、漏洩等の事故が発生し、市が損害を被ったときは、市は、受託者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

カ 受託者は、本業務を実施するにあたっての個人情報の取扱いについて、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 電子データ作成基本仕様

納品ファイル形式	P D F 形式
提出用記憶媒体	U S B (2 . 0 以上) 接続できるポータブル型HDD又はS S D 正副各 1 台とし、本業務のデータを保存できる容量を有すること。
両面文書	両面文書は、両面をスキャン
白紙面除去	システムによる自動除去、作業者の目視確認等により除去
読取解像度	3 0 0 d p i 以上
O C R 読み込み	必要 (O C R の結果を P D F ファイルに保存すること。)
納品解像度	3 0 0 d p i (高解像度で読み取りしたものについてはデータ容量の適正化のため量を圧縮すること。)
色調	フルカラー (R G B カラー)
ファイル補正	文字の読める向きに天地等の回転を行うこと。システム等による自動判断を可とする。
ファイル単位	評価物件表示票単位
フォルダ構成	評価物件表示票単位の記載情報
ファイル名	評価物件表示票単位の物件番号及び所在地番情報、住居表示がある地区は住居表示等、市が指定するファイル名を記載する。
ホッチキス、クリップ止め	外して復元不要
付箋	ア 記載があるものは余白に置いてスキャン (余白面が無い場合は白紙に置くこと。) イ 記載が無いものは外して復元不要 ウ 容易に剝がせない添付物 (糊付けなど) については、貼られた状態でスキャンすること。
断裁	製本物は、断裁して復元不要。ただし、割印 (中外含む) が押されている文書については、断裁を行わずにスキャンすること。
後処理	書類が収納されていた綴じ具 (ファイルボックス、段ボール等) に同じ順に戻して復元
スキャンサイズ	用紙の原寸サイズを指定 (元原稿の主なサイズは B 4 、 B 5 、 A 4 、 A 3) であるが、さらに大きい図面もある。その場合は複数に分けることも可とする。
濃度設定	用紙ごとの濃度設定は不要

その他	ア 用紙の軽微な破損等はテープ等で補修してスキャンすること。 イ ファイル納品に当たってはウイルスチェックを行うこと。
-----	---

(5) 数量等

以下に記載する数量等については事前調査に基づく推定値である。

ア 編綴等の状況

家屋台帳等は、家屋評価ごとに所在地番と住居表示が記載された評価物件表示票を挟んでいる。

イ 枚数及びサイズ比率

項目	評価物件表示票の枚数	想定枚数	備考
家屋台帳等	約 92,260 枚	約 350,000 枚（両面率 50%程度）	A4、A3、B4、B5、その他サイズ（A2 以上の大判 1%程度含む）

(6) 業務の着手、実施状況報告

ア 業務の着手前に、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 打ち合わせ計画
- ② 業務工程表
- ③ 業務体制（組織）
- ④ 主務担当者 及び連絡体制

イ 業務の実施中において、必要に応じて次に掲げる書類を提出すること。

- ① 文書の電子化に係る計画（スケジュール等）及び進捗状況
- ② 文書の電子化が完了したファイル数及びページ数（照会時点）

(7) 業務の進行管理

ア 受託者は、本業務の円滑な実施のため、本業務における主務担当者（本業務プロポーザル参加表明書に記載した主務担当者）を配置すること。

イ 業務実施中は、業務の進捗状況の確認、問題点の共有及び解決策の検討のため、必要に応じて市と受託者によるプロジェクト会議を行う。なお、当該会議の進行及び議事録の作成は、受託者において行うこと。

ウ 受託者は、電子化に係る業務工程の周知など、必要に応じて、職員に対する説明会を実施すること。

7 成果物の納品

(1) 業務完了報告書

(2) 文書の電子化データが収められた提出用記憶媒体（6（4）電子データ作成基本仕様による。）

(3) その他市が指定するもの

8 納品場所

岩国市総合政策部課税課（岩国市今津町 1 丁目 14 番 51 号）

9 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 電子化対象文書の保全措置

受託者は、本業務の継続が困難になった場合、電子化対象文書の保全措置を取らなければならない。

(2) 契約の解除等

業務の継続が困難となった場合の契約の解除等の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

市は、契約の解除ができるものとし、当該解除により市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。

イ 災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合

市と受託者は、業務の継続の可否について協議するものとし、協議が整わない場合、市又は受託者は、書面通知により契約を解除することができる。

10 その他

(1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、市及び受託者双方合意の上、決定することとする。

(2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、市及び受託者が協議し、業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、岩国市（以下「甲」という。）の定める情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先再委託する理由、

再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先におけるにおける安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所に持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第10条 乙は、本委託業務を行うために個人情報を収集するときは、本委託業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第12条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行っ

た上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第13条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。